

中村進午博士追悼記念

時局關係國際法外交論文集

前 原 光 雄

この論文集は故中村進午博士の古稀祝賀論文集として諸家の執筆せられたものであるが、その完成前に、不幸博士は不歸の客となられ、そのために追悼論文集として故博士の靈前に捧げられたものである。學術の研究に一生を委ねられた博士の知友・門下の人々の努力の結晶としてのこの論文集は、故博士の靈に捧げ得ることなき贈物といふべきであらう。

この論文集は、第一部外交、第二部國際法、第三部一般の三部から成り、二十三氏によつて執筆され、七百四十頁に互る大きな著作である。これ等の中で、私が評解し得るものは、第二部國際法の部に屬する九篇に過ぎない。しかし、この九篇の占める紙数は約三百頁に及び、悠に一卷の書を成し得るものであ

る。これ等に對し、私に許された紙數内で寸評あるひは讀後感とでもいふべきものを記すことにする。

一 戰時又は事變に於ける敵國在住の第三國人の損害賠償責任問題（立作太郎）

戰時において、合法的戰國行爲に伴ふ避け得ない結果としての第三國人への損害については、交戰國に責任の無いことは確立せられた國際法規であるが、これと同様なことが、現在行はれつゝある支那事變のやうな事實上の戰争の場合にも主張し得ることを慣例上から立證せんとするのがこの論文の目的である。實例として引用せられるものはグレートタウン砲撃事件、コベンハーゲン砲撃事件、アントワープ砲撃事件、ヴァルパライソ砲撃事件等である。これ等は何れも博士の論旨を助ける諸事件である。事實上の戰争の場合において交戰國在住の第三國人は、交戰國人と同様に待遇せられ、合法的交戰の結果蒙つた損害に對しては救償權をもたないとの博士の主張に賛したい。たゞこの點を慣例から立證することになると、博士も認めてゐられる

やうに、反對の實例も存するのであるから、博士の該博な蘊蓄によつて、更に理論的方面から論斷せられることを期待する。

二 戦争と事變 (松原一雄)

この論文は、内容が多方面に互り、一寸讀者を戸迷ひさせる形であるが、戦争と事變との區別、殊に戦争の定義に主力を注がれてゐるものと觀ることが出來よう。戦争の概念が國際法上必ずしも明確ではなく、従つてこの點について、いろ／＼見解が分れてゐることは多言を要しない。博士は、戦争を定義して「戦争とは、國際法の禁ぜざる範圍内において凡ゆる力を用ひ得る國家間の關係である」とせられ、所謂關係説を力説せられる。そして、戦争の定義中に當事國の「戦争の意思」を入れることに反對せられてゐる。この定義は、その着眼點において確かに興味あるものと言へよう。この定義に對する評者の疑問が許されるならば、このやうな客觀的條件から戦争を定義することは定義の方法としては上々のものであるが、この定義を具體的な事實に當嵌めて、例へば、甲乙二國間に兵力的衝突が起つた。この場合にこれが戦争であるか否かを判斷するのは、矢張り當事國の意思による外は無いのではあるまいか。してみれば、戦争の概念中に當事國の「戰意」がその要素として入らねばなら

ぬと考へるのであるが、これは要するに意見の相違に歸することであつて、博士のこの論文の價值には些かも影響するものではない。なほ、この論文の三十七頁以下においては、事變の際に、第三國人に加へた損害についての責任問題が取扱はれてゐるので、これは前の立博士の論文と併讀すれば、一層有益である。

三 租界の國際法上の地位 (信夫淳平)

上海事變、支那事變等に刺戟せられて、わが國で租界を法律的角度から研究することが盛んに行はれてゐる。その結果、それに關する多くの著書や論文があるが、この論文は、租界の法律的性質を簡明に、しかも手際よく論斷せられた好論文である。租界を自國の領域と觀る見解の誤つた點を指摘せられ、又租界が決して中立化せられた區域でないこと、又正しい意味での自治體でないこと、土地章程なるものが國際條約でないこと、等を一々明快に指摘せられた必讀の文字で、一般國民の租界に對する認識を深めることに、奇與するところが少くないであらう。

四 アメリカ中立法の研究 (横田喜三郎)

この論文は、アメリカ中立法の成立過程と、それぞれの中立

法のもつ特徴とを挙げられ、中立法が成立してから、それが實際に適用せられた四個の場合について、その各々の意義を解明せられたもので、アメリカ中立法を知る上に好資料を供するものである。

五 連続航海主義の原則と

海上封鎖について（山名壽三）

先づ連続航海主義の起源から、その進化の過程を非常に解りよく解説せられてゐることがこの論文の長所である。なほそれと併せて、日・英・佛等の捕獲法の中で、連続航海或は輸送に關聯する點を説かれ、又著者の個人的な意見も述べられてゐる。

次に、海上封鎖について説明せられてゐるが、これも一般的に無難な解説と言へよう。封鎖の説明として「戦時に於ける封鎖は、交戦國の一方が敵の占領地の港灣及び沿岸を海軍力を以て交通を遮断するをいふのである」（一一頁）とせられてゐるのは、恐らく誤植であらう。

六 化學戰の諸問題（川原篤）

この論文は、化學戰の歴史と化學兵器の威力とを挙げられ、そして、歴史は絶大なる威力を發揮し得る有效兵器の使用を禁

止し得た實例を示さないといふマグトノウの言葉の如く、將來における戰爭には、化學戰、殊に空化學戰が典型的戰闘法の形態として肯定されるであらう、と論結されてゐる。これは純然たる國際法的な研究ではなくて、兵學的な立場から將來戰を豫想せられたものといへるであらう。この豫想については、反對する人もあるかも知れないが、兎に角、將來戰への一つの見通しとして傾聴すべき議論である。化學戰に興味をもたれる讀者のために附記すれば、古代から第一次世界大戰に互つての化學戰の歴史については、Hanshan, *Der chemische Krieg*, 1937（第三版）、Julius Meyer, *Der Gaskampf und die chemischen Kampfstoffe*, 1938、等に詳しう。

七 事實政府に關する若干の考察（水垣進）

この論文は、事實上の政府と法律上の政府とについて、その國內法的意義と國際法的意義とを區別し、ついで、承認の種類・方法及び承認の前提要件を説かれ、最後に事實上の政府と未承認國との關係を論ぜられてゐる。全般的に觀て論旨には賛成である。評者は、この論文では、最後の「事實政府と未承認國との關係」の個所が特に興味を深かつた。

八 軍事目標の爆撃（大平善梧）

この論文は、最初に空爆の目的物が軍事目標主義に移した歴史的経過を極めて明確に論述せられてゐる。空爆の合法性を判断する基準としての防守概念は廢棄せらるべきことを主張せられてゐる點に賛意を表したい。殊に「防守」の意味を「攻撃に對する防禦」といふ單純な意味に解し、空爆をそれと切り離して、別に軍事目標主義を建てられてゐる點は鮮かである。「防守」なる言葉に對する著者のこの解釋は、評者が「國際法講義案」中に述べてゐるところと完全に一致するもので、大いに意を強ふる次第である。

ついで、空爆の目標を非軍事的目的物にまで擴大しないこと並びに軍事目標の爆撃に必然的に伴ふ平和的人民への損害に對しては爆撃者は責任を免除せられねばならない、もし、平和的人民に必然に損害が及ぶような場合には、そのやうな軍事目標の爆撃は禁止せられるとしたら、軍事目標の爆撃は事實上不能になること、等についての論旨は一々首肯せられる。最後に著者の立法論として述べられてゐる、現行法の海・陸・空戰によつて、それぞれ異なるボンバードマンの規則を統一して、海戰及び陸戰の場合にも、ボンバードマンの目標は軍事目標に統一

さるべきであることを主張されてゐるが、この主張は、交戰法規を貫通する原則ともいふべき平和的人民の保護と合致するものであるから、充分な論據をもつ議論といひ得るであらう。

九 戰爭に於ける奇計と

國旗の詐用（一又正雄）

先づ海戰における交戰國軍艦の偽國旗使用と交戰國商船の偽國旗使用に分けて論じ、かつ、それ等の先例を擧げ、次に、陸戰における偽國旗使用と、その先例とを擧げ、最後に、最近の學界及び諸國の新動向として、偽國旗使用の一般的禁止の動向が認められ、陸戰においても海戰においても、偽國旗の使用は絶對的に禁止さるべきで、従つて、復仇の場合にも、偽國旗の使用を復仇の手段として選ぶことも禁止せらるべきである、と主張せられる。この主張は、もとより現行國際法の立場からすれば立法論であるが、各國が戰時において敵國の國旗詐用による不利を自覺するならば、各國はその國內法によつて、國旗の詐用を禁止し、又詐用に對する處罰規定を設けるに至るであらう。かくて、國旗詐用の絶對禁止は、各國の並行的立法によつて、國際法規となるべき可能性は多分にあるであらう。